資料 2-2

（案）

蒲郡市地域公共交通会議設置要綱

（設置）

第１条　蒲郡市は、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成１９年法律第５９号。以下「法」という。）第５条第１項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成に関する協議及び交通計画の実施に係る連絡調整を行うため、蒲郡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

（協議事項及び事業）

第２条　交通会議は、次に掲げる事項について、協議するとともに、交通計画に位置付けられた事業を実施する。

⑴　地域の実情に応じた適切な旅客運送の態様に関すること。

⑵　蒲郡市の公共交通政策の推進に関すること。

⑶　交通会議の運営方法に関すること。

⑷　法第１条の目的を達成するために必要な次に掲げる事項に関すること。

ア　交通計画の策定及び変更の協議に関すること。

イ　交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。

ウ　交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。

⑸　前各号に掲げるもののほか、交通会議の目的を達成するために必要なこと。

（組織）

第３条　交通会議は、委員３３人以内をもって組織する。

２　交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

⑴　蒲郡市長及びその指名する市職員

⑵　一般旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者

⑶　一般旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表者又はその指名する者

⑷　市民又は利用者の代表者

⑸　国土交通省中部運輸局愛知運輸支局長又はその指名する者

⑹　一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者

又はその指名する者

⑺　愛知県東三河建設事務所長又はその指名する者

⑻　愛知県蒲郡警察署長又はその指名する者

⑼　学識経験を有する者

⑽　愛知県の関係行政機関の職員

⑾　その他市長が必要と認める者

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、委嘱又は任命の日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任を妨げない。

（役員の定数及び選任）

第５条　交通会議に次の役員を置く。

⑴　会長　１名

⑵　副会長　１名

⑶　座長　１名

⑷　監事　２名

２　会長は、市長をもって充てる。

３　副会長、座長及び監事は、委員のうちから会長が指名する。

４　会長、副会長、座長及び監事は、相互にその職を兼ねることはできない。

（役員の職務）

第６条　会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

３　座長は、交通会議の議長となる。

４　監事は、交通会議の業務執行及び会計の状況を監査し、会長に報告する。

（会議）

第７条　交通会議の会議は、会長が招集する。

２　交通会議は、委員の過半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、委任により代理人に権限の委任がある場合には、代理人を出席委員とみなす。

３　交通会議の議決は全会一致を原則とするが、これが困難な場合においては出席

委員の４分の３以上をもって決することとする。

４　会議は、原則として公開するものとする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

５　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

（協議結果の取扱い）

第８条　交通会議で協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（幹事会）

第９条　会長は、交通会議に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ交通会議に幹事会を置くことができる。

２　幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（分科会）

第１０条　会長は、第２条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ交通会議に分科会を置くことができる。

２　分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（運賃料金部会）

第１１条　交通会議は、旅客輸送に係る運賃及び料金（以下「運賃等」という。）を協議するため、運賃料金部会を置く。

２　運賃料金部会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

⑴　地域における需要に応じ、当該地域の住民の生活のための旅客の運送に係る運賃等に関する事項

⑵　その他運賃料金部会が必要と認める事項

３　前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、軽微な事案として取り扱うこととし、協議を要しないものとする。

⑴　均一運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設若しくは変更又は路線の付替え若しくは一部延伸があった場合（競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。）であって、運賃額に変更がない場合

⑵　毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合

⑶　工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合

⑷　新たな決済手段を追加する場合

~~３~~４　運賃料金部会の委員は、次に掲げる者とする。

⑴　蒲郡市長又はその指名する市職員

⑵　運賃等を定めようとする一般旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者

⑶　国土交通省中部運輸局愛知運輸支局長又はその指名する者

⑷　住民又は利用者の代表

~~４~~５　運賃料金部会に部会長をおき、蒲郡市長又はその指名する市職員からこれを充てる。

~~５~~６　部会長は、部会務を総理し、運賃料金部会を代表する。

~~６~~７　部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

~~７~~８　運賃料金部会の議決は全会一致を原則とするが、これが困難な場合においては出席委員の過半数をもって決することとする。

~~８~~９　運賃料金部会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

~~９~~１０　部会長は、運賃料金部会での協議結果を、速やかに交通会議の会長に報告するものとする。

~~１０~~１１　前各項に定めるもののほか、運賃料金部会の運営に関して必要な事項は、部会長が運賃料金部会に諮り定める。

（事務局）

第１２条　交通会議の事務局は、交通防犯課に置くものとする。

２　事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（経費の負担）

第１３条　交通会議の運営に要する経費は、負担金等をもって充てる。

（収支予算）

第１４条　交通会議の事業計画及び収支予算は、会長が作成し事業開始前に交通会議の議決を得なければならない。

（財務に関する事項）

第１５条　交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（交通会議が解散した場合の措置）

第１６条　交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長がこれを決算する。

（雑則）

第１７条　この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２５年３月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年３月２４日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年１１月１５日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年１２月２１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年９月　　日から施行する。